

仕 様 書

公益財団法人東京観光財団

1 件名

令和元年度 欧米豪を中心とした富裕層向けイメージビジュアルガイドブック制作業務委託

2 目的

東京都（以下「都」という。）及び東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、更なる訪都旅行者数の増加及び観光消費額の拡大を図るため、滞在中に多くの消費が期待できることに加え、都市のイメージ向上にも寄与する富裕層の誘致に向けて、欧米豪のエリア（米国、カナダ、英国、フランス、イタリア、スペイン、ドイツ、オーストラリア）を中心にプロモーション活動を実施している。

プロモーションの一環として、富裕層向け旅行事業者及び富裕層に対して、富裕層向け旅行地としての東京の魅力を紹介し、認知度を向上するためのイメージビジュアルガイドブック（以下「ガイドブック」という。）を作成する。作成したガイドブックは、富裕層向け旅行事業者との商談会等で配布し、東京のイメージと情報提供に活用する。

※指名通知後、都及びTCVBがターゲットとする富裕層を定義した「東京都が目指すべきターゲット像」に関する資料をTCVBより提供する。本事業においては、そのターゲット像に適した企画を提案・実施すること。

3 契約期間：契約締結日の翌日から令和2年3月10日まで

4 配布予定期間：制作後5年間（予定）

5 履行場所：TCVBの指定する場所

6 制作言語：英語

7 全体運営

（1）富裕層向け訴求イメージ

ターゲットとする富裕層は、昨年度の調査結果から、他と一線を画する「パーソナライズ化」「本物志向」「価値ある体験」を好むことが明らかになっている。

ニーズに合った特別感の醸成のため、富裕層プロモーションにおいて活用している「Tokyo Timeless Temptations」のロゴを活用すること。また、既に制作済みのプランナーズガイドとあわせて配布することも想定して、イメージに沿った訴求をすること。なお、「Tokyo Timeless Temptations」のロゴについては、別紙1「富裕層PR事業用ロゴについて」を参照すること。

（2）東京のブランディング戦略

都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確

立に向け、別紙2「東京のブランディング戦略（概要版）」のとおり、ブランドコンセプトを定めた。本事業の実施にあたっては、ブランドコンセプトを踏まえて行うこと。「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとしたアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）にこめられたメッセージを理解し、本事業におけるプロモーションと齟齬のないようにすること。

「東京のブランディング戦略」とアイコン及びキャッチフレーズについては以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2015/03/DATA/70p3v201.pdf>

【アイコンとキャッチフレーズについて】

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07.html>

【アイコン公式WEBサイト】

<https://tokyotokyo.jp>

（3）アイコンの活用について

- ① 本仕様書にて規定する制作物については、特に指定のない限り、原則としてアイコンを使用したデザインを提案すること。なお、アイコンデータ等は、指名通知後に、TCVBより別途支給する。
- ② 東京のブランディング戦略の観点から、アイコンを利用したすべての制作物について、都が指定するクリエイティブディレクターが監修・確認を行う。確認に要する期間も考慮し、スケジュール作成には十分な余裕を持つこと。

（4）富裕層向け旅行の専門知識と十分な実績のあるスタッフを中心とした実施体制

- ① 本事業の実施体制は、欧米豪を中心とした富裕層旅行業界の専門知識を有し、ターゲットのニーズを的確に捉えて、ニーズに即した内容のガイドブックを制作するために十分な実績のあるものを中心に構成すること。
制作に携わるものの専門知識、実績が十分でない場合は、ターゲットとする富裕層旅行者の受け入れに携わるDMC、コンシェルジュ、トラベルデザイナー、旅行事業者等、富裕層旅行業界に知見があり、当該業界に精通する専門家を、実施体制に含み、協力して事業実施に当たること。
- ② 実施体制を明確化し、体制管理を徹底すること。
- ③ スケジュール等を明記した事業計画書を作成し、TCVBの承認を得た上で進行すること。業務の詳細については、TCVBと協議の上決定し、進捗状況を綿密に報告すること。

8 業務内容

以下に記載の内容を踏まえて、イメージビジュアルガイドブックを制作・納品すること。

(1) 制作言語：英語

(2) 規格等

- ① サイズ : A5 版タテ
- ② ページ数 : 90 ページ程度
- ③ 色 : 原則、カラー4色とし、デザインに応じて特色の使用も可とする。
- ④ 用紙 : カラー・両面印刷に適するもの
- ⑤ 製本 : 無線綴じ、左開き
- ⑥ 装丁 : 表紙、本文に使用する材料を含め、上質なイメージを伝えるのにふさわしい装丁とすること。東見本を提出し、TCVBの承認を得て決定するものとする。
- ⑦ その他 : 材料の選定及び行程においては、「別紙3 印刷物に関する注意事項」及び「別紙4 環境により良い自動車利用」を可能な限り遵守すること。詳細は、下記(8)「印刷」に記載の内容を参照のこと。

(3) 企画・編集等

- ① 富裕層旅行市場において、東京の多様な魅力を効果的に発信するために、富裕層向け旅行地としての東京の魅力、そこで体験できることのイメージを提供するために適した画像を中心とした冊子を企画・提案し、TCVBと協議の上で編集・決定して制作すること。
- ② 紙面においては、ビジュアルをメインコンテンツとし、文章は最低限必要な情報程度にとどめること。「別紙5 コンテンツ案リスト」に記載の各項目について100words(英語)程度で、東京にしかない特徴を踏まえた説明をすること。文章とビジュアルの配分については、「別紙6 紙面レイアウトイメージ」を参考にすること。
- ③ 本ガイドブックは、特定の事業者の紹介を目的とするものではない。各カテゴリのイメージを適切に伝えるために、富裕層旅行者向けの東京観光コンテンツを、特定の事業者や施設をできるだけ強調せずに、一般的な情報として紹介するよう留意すること。
- ④ 「別紙5 コンテンツ案リスト」に基づいて、富裕層向け旅行の専門家等を含む実施体制において検討の上、改善や新たな提案をした上で、具体的な掲載コンテンツ及び台割を提案すること。TCVBと協議の上、掲載コンテンツ及び台割を決定するものとする。

(4) 掲載許可申請について

- ① すべての掲載施設及び、掲載情報に関連する施設に対して、掲載許可を申請し、掲載内容の確認を行うこと。

- ② 最終的な掲載許可一覧を TCVB に提出すること。一覧には申請先の連絡先も含むこととし、TCVB に連絡先を提出することについて、予め承認を得ること。

(5) 制作

- ① 8(3)②に記載の画像と文章の割合を踏まえて、原稿や写真等のバランスを整えると共に、体裁や質感など、富裕層旅行市場に適した上質な紙質、印刷の装丁の冊子を作成すること。
- ② 原稿等のコンテンツは、富裕層旅行者のニーズにあったものを選定して提案し、TCVBと協議の上、決定すること。
- ③ 原稿を作成する英語ネイティブライター及び校閲・校正者は、ラグジュアリー系のメディアや制作物に携わった実績が十分にあるものが行うこと。
- ④ 原稿の作成は、英語ネイティブのライターによって、アメリカ英語で書き起こすこと。
- ⑤ 作成した原稿は、ライターとは異なる英語ネイティブまたは同等の語学力を有する者が校閲・校正を行うこと。特に、数字、固有名詞等の誤りがなにかを綿密に確認すること。また、全体をとおして原稿の内容、表現の統一を図ること。
- ⑥ 都とTCVBによる原稿確認は英語と日本語双方で行うため、英文を適切な表現に訳した日本語原稿を用意すること。
- ⑦ 制作過程において変更が生じる場合は、その都度TCVBと協議、調整すること。

(6) 画像素材について

掲載する画像素材は、撮影・ストックフォトによって収集すること。必要に応じて施設からの提供を受けても構わない。収集に際しては、「4 配布予定期間」を踏まえて、「10 作成物・成果物に関する権利の帰属」に記載の内容に則って行うこと。

(7) 校閲・校正

- ① 校閲、ファクトチェック、文字校正は、受託者が責任をもって行うこと。特に名称、所在地、電話番号、地図、URL等の事実関係には間違った記載をしないこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。
- ② TCVBへの確認原稿の提出はMS Wordで行い、英語で2回、日本語で2回の合計4回程度とすること。レイアウトは英語原稿で2回程度提出すること。
- ③ 色校正はデジタルコンセンサスではなく、本紙校正での確認出しとし、原則色見本の出力を最低1回は提出すること。

(8) 印刷

「別紙3 印刷物に関する注意事項」及び「別紙4 環境により良い自動車利用」に記載の注意事項を遵守すること。本事業の目的を実現するために、前述の注意事項に記載のある基準を満たさない提案のある場合は、理由を明示し、TCVBと協議の上、決定すること。委託完了届提出時に、使用資材に関する証明書を提出すること。

(9) 納品

以下のとおり、納品期限までに納品すること。

① 最終入稿データ

以下に記載の各データをCD-ROM又はDVDにより2部納品すること。

i. 完全データ

- ・アウトライン化前のデータ（高解像度）
- ・アウトライン化前のデータ（低解像度）
- ・アウトライン化済のデータ（見開き両ページ）
- ・アウトライン化済のデータ（片面ページ）
- ・業務印刷向けトンボ付き PDF データ
- ・一般印刷向けトンボなし PDF データ

ii. デジタル端末用データ

商談時等にノートパソコンやタブレットPC等で表示し使用するためのデジタルデータ。

iii. Webサイト掲載用データ

富裕層旅行者市場向けのWEBサイト「Timless Tokyo」に掲載するためのデジタルデータ。ファイル形式等の詳細については、Webサイト制作業務の受託事業者と協議・調整すること。

② 印刷版

i. 納品部数：2,000部

ii. 納品先：TCVBオフィス及び管理倉庫を含む都内最大3か所。

iii. 梱包等：20部程度の持ち運びやすい量を包装紙で梱包し、箱詰めすること。梱包紙と箱には、冊子の名称、部数等がわかるようにシールを貼るなどして表示すること。箱には複数梱包まとめて収めても構わない。

③ 掲載許可一覧

Microsoft Excel 形式で、掲載許可を申請し承諾を得た相手方の連絡先等を一覧にまとめて提出すること。

④ 納品期限：令和2年3月10日まで

9 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

10 作成物・成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て TCVB に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)(2)(3)(4)の規定は、「9 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

11 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

12 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に当たり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙7「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

13 その他

- (1) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本契約の履行に関する情報及び原稿等について、TCVB から貸与されたものは、契約終了後、速やかに返却すること。
- (3) 原稿（記事面、地図、イラスト、写真等）の校正は、受託者の責任において校了とすること。校了後に誤り、要訂正箇所等が見つかった場合は、受託者の責任において速やかに訂正することとし、訂正等により発生した費用及び損失に対して、TCVB は一切責任を負わないものとする。
- (4) 仕様書に記載のない条件については、両者協議の上、決定する。
- (5) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。